

東京都公報

発行 東京都

目 次

103

条 例

- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例………(都市整備局) ……二
- 東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第九二号）の施行による一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二七号）の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和八年三月一日から施行します。

● 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第一四一号）

- 一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第九二号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二三年厚生省令第六三号）の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和八年三月一日から施行します。

● 東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例（条例第一四二号）

- 一 持続可能で性別にかかわりなく誰もが生き生きと暮らす社会の実現に寄与するため、雇用・就業分野において女性がそれぞれの個性や能力を發揮できる環境の整備を図ることに関し、基本理念を定め、都、事業者、経済団体及び都民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めます。
 - (一) 女性がそれぞれの個性や能力を發揮できる環境の整備について、基本理念を定めます。
 - (二) 基本理念にのつとり、都、事業者、経済団体及び都民の責務を定めます。
 - (三) 女性がそれぞれの個性や能力を發揮できる環境の整備に関する指針に掲げる事項を定めます。
 - (四) 女性がそれぞれの個性や能力を發揮できる環境の整備に向けて、事業者による指針を踏まえた計画的な取組の推進等を定めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

● 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第一三九号）

- 一 建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三一〇号）の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

二 この条例は、令和八年七月一日から施行します。

●東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例（条例第一四三号）

一 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六九号）の施行による卸売市場法（昭和四六年法律第三五号）の改正に伴い、指定飲食料品等の公表等に係る規定を設けるほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（条例第一四四号）

一 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五二号）の施行による脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三三号）の改正等に伴い、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度について、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

条 例

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。
令和七年十二月二十四日

●東京都条例第百三十九号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例
東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部第七の款四十五の項中「第百三十七条の十二第六項」を「第百三十七条の

十二第十一項」に改め、同款四十六の項中「第百三十七条の十二第七項」を「第百三十七条の十二第十二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第百四十号

東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例（令和七年東京都条例第五六十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第二十二条第二項中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表」を「別表第一」に改める。

附 則

この条例は、令和八年三月一日から施行する。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第百四十一号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する

条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第二十七条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」とい

う。）の資格を有する者

第三十五条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第二十六条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十四条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第五十五条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

第五十六条第一項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下

げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十六条第二項中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表」を「別表第一」に改める。

第八十一条第四項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削

る。

第八十二条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第八十八条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第八十九条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十条第二項中「前項第三号」を「前項第五号」に改める。

第九十一条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附則第三項中「第三十六条第五号」を「第三十六条第六号」に、「第五十六条第八号」を「第五十六条第一項第九号」に、「第五十六条第四号及び第五号」を「第五十六条第一項第五号及び第六号」に改める。

附 則

この条例は、令和八年三月一日から施行する。

東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例を公布する。

令和七年十二月二十四日

都市の活力の源泉は、人である。東京が活力ある都市として発展していくためには、性別にかかわらず誰もがその個性や能力を發揮できることが重要である。

東京都は、平成十二年に東京都男女平等参画基本条例を制定し、社会のあらゆる分野

の活動に男女が共に参画できるよう施策を展開してきた。この間、女性の大学進学率や

就業率は上昇し、結婚・出産を経た後も働き続ける女性は増加してきた。また、育児休業取得率が上昇するなど、男性の育児への参画意欲も高まってきた。一方で、雇用

・就業分野においては、いまだに様々な場面で女性がその個性や能力を十分に發揮できていない状況にある。

社会経済状況の変化が激しい時代において、首都東京の持続的な発展を確かなものとするためには、人口の半分を占める女性が力を發揮できる環境を創出していく必要がある。

働く場において、女性がそれぞれの個性や能力を發揮できる環境を整備するためには、経営方針や人事戦略等に決定権を有する事業者の主体的な取組が不可欠である。事業活動において女性が活躍することは、女性の自己実現につながるとともに、新たな価値の創造や、変化に強く持続可能な組織の構築に寄与するものであり、事業者においてそれを認識し、取り組むことが求められる。

また、雇用・就業分野における女性の可能性を広げていくためには、職場や社会に根強く残る「性別による無意識の思い込み」の解消に向けて社会全体で取り組むことが必要である。

東京都は、こうした認識の下、雇用・就業分野において、女性がその個性や能力を發揮できる環境を創出することにより、持続可能で誰もが生き生きと暮らす社会の実現を目指し、この条例を制定する。(目的)

第一条 この条例は、東京都男女平等参画基本条例(平成十二年東京都条例第二十五号)の趣旨を踏まえ、雇用の分野及び就業の分野(以下「雇用・就業分野」といいう。)において女性がそれぞれの個性や能力を發揮できる環境の整備を図ることに關し、基本理念を定め、東京都(以下「都」という。)、事業者、経済団体及び都民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、事業者の主

体的な取組の促進及び性別による無意識の思い込みの解消に向けた取組の推進を図り、もって持続可能で性別にかかわりなく誰もが生き生きと暮らす社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

一 事業者 都の区域内(以下「都内」という。)で事業(非営利目的の活動を含む。)を行う法人(地方公共団体を除く。)又は事業を行う場合における個人をいう。

二 就業者 事業者が行う業務に、収入を得て従事する者をいう。

三 経済団体 一定地域の商工業者によって組織され、地域の経済発展などに寄与するための活動を行う事業所及び同業者によって組織された団体をいう。

四 都民 都内に在住、在学又は在勤をしている者をいう。

五 女性が活躍できる環境 雇用・就業分野において女性がそれぞれの個性や能力を發揮できる環境をいう。

(基本理念)

第三条 女性が活躍できる環境の整備は、職業生活を中心とした女性の選択肢の拡大につながるのみならず、事業活動における、新たな価値の創造及び特定の性別に偏ることにより生じ得る支障の回避に寄与するものであるとの認識の下、事業者が主体的に取り組むことにより、その推進が図られなければならない。

2 女性が活躍できる環境の整備の推進に当たっては、性別による無意識の思い込みが、女性がその個性や能力を發揮する機会を阻むおそれがあるとの認識の下、社会全体でその解消が図られなければならない。

3 就業者の家庭生活と職業生活との両立に関しては、本人の意思が尊重されるべきであることに留意されなければならない。

(都の責務)

第四条 都は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、事業者、経済団体及び都民に対し、女性が活躍できる環境の整備のために必要な情報の

提供、啓発、相談、助言その他必要な施策を行うものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、特定の性別に偏らない組織づくりの推進、就業者に係る男女間の格差の解消、女性特有の健康課題への配慮その他女性が活躍できる環境の整備に必要な取組を主体的に行うとともに、都が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業に関し、優越的な関係を背景として女性の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

3 事業者は、その事業に関し、就業者が前項の行為をしないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(経済団体の責務)

第六条 経済団体は、基本理念にのっとり、所属する事業者等に対し、女性が活躍できる環境の整備に関する取組を促すとともに、都が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(都民の責務)

第七条 都民は、基本理念にのっとり、性別による無意識の思い込みについての関心と理解とを深めることにより、雇用・就業分野における女性の活躍を推進するとともに、性別による無意識の思い込みの解消に向けて都が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(国及び区市町村との連携)

第八条 都は、女性が活躍できる環境の整備の推進に当たっては、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。）と相互に連携と協力を図るよう努めるものとする。

(指針の策定)

第九条 都は、女性が活躍できる環境の整備に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都の政策目標及びその進捗を把握する指標に関する事項

二 事業者、経済団体及び都民の責務に関する事項

三 都の施策に関する事項

四 事業者の取組に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、女性が活躍できる環境の整備を推進するために必要な事項

6 都は、指針を定め、又はこれを変更しようとするとときは、関係機関等の意見を聴き、指針に反映するよう努めるものとする。

3 都は、指針を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(調査及び公表)

第十一条 都は、施策を効果的に実施するため、事業者の取組の状況について調査を行うとともに、前条第二項第一号に規定する事項の状況について公表するものとする。

(事業者による計画的な取組の推進等)

第十二条 事業者は、指針を踏まえ、自らの組織の現状を把握し、女性が活躍できる環境の整備に向けて計画的に取組を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、前条の調査に協力するよう努めなければならない。

(都の率先行動)

第十三条 都は、都の職員がその個性や能力を發揮できる環境の整備に関し、率先して推進するとともに、その取組状況について公表するものとする。

(財政上の措置)

第十四条 都は、女性が活躍できる環境の整備に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和八年七月一日から施行する。

東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十二月二十四日

●東京都条例第百四十三号

東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例
東京都中央卸売市場条例（昭和四十六年東京都条例第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の二条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第二十条の二 知事は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 市場の取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。）第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等

二 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号に規定する指標

三 食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の内容

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和七年十二月二十四日

●東京都条例第百四十四号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五

号）の一部を次のように改正する。

第五条の七第九号ア中「該当した事業所」の下に「（規則で定める要件に該当した事業所を除く。）」を加え、同条第十五号中「第五条の十四第二項」の下に「又は第五条の二十六第三項」を加え、「変更された」を「変更され、又は訂正された」に、「変更

後」を「変更後又は訂正後」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、第五条の十一第一項における算定排出削減量の算定において同項第三号の量を加える場合には、基準排出量から規則で定める量を減じるものとする。

第五条の八第一項中「該当する事業所」の下に「（規則で定める要件に該当する事業所を除く。）」を加える。

第五条の十第一項第三号中「とき」の下に「（当該期間連続して規則で定める要件に該当したときを含む。）」を加える。

第五条の十一第一項中「排出削減量に、第一号の量及び第二号の量を加え、第三号」を「削減義務期間の各年度の基準排出量を合算して得た量から排出総量を減じて得た量に、第一号から第三号までの量を加え、第四号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、算定排出削減量の算定において第三号の量を加える場合には、基準排出量から規則で定める量を減じるものとする。

第五条の十一第一項第二号中「取得し」を「発行し、又は取得し」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 当該特定地球温暖化対策事業所において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第三十四条第一項に規定する脱炭素成長型投資事業者（以下「脱炭素成長型投資事業者」という。）が存するときは、規則で定める期間における特定温室効果ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定する量について知事が認める量（以下「法対象直接排出量」という。）

第五条の十三第一項第三号中「限る。」の下に「」又は同項第三号括弧書に規定する要件（）を、「この号において」の下に「これらを」を加える。

第五条の十五第四項中「特定地球温暖化対策事業所」を「優良特定地球温暖化対策事業所」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「特定地球温暖化対策事業所が第一項の基準に適合しなくなつたことを認めたときは、その認めた日の属する年度の翌年度に」を「優良特定地球温暖化対策事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める期間について」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項の基準に適合しなくなつたことを知事が認めたとき。

二 第一項の規定による申請について虚偽があつたとき。

三 前項の規定による報告について虚偽があつたとき。

第五条の十五中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の基準に適合することを知事が認めた特定地球温暖化対策事業所（以下「優良特定地球温暖化対策事業所」という。）は、規則で定める期間において、毎年度、同項の基準への適合状況を知事に報告しなければならない。

第五条の十五に次の二項を加える。

6 知事は、第四項第二号又は第三号の規定により認定を取り消したときは、当該認定を取り消す期間のうち規則で定める期間について、第二項の規定による当該認定に係る超過削減量の上限に関する措置を取り消すものとする。

7 知事は、第四項第二号又は第三号の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表することができる。

第五条の二十四第二項に次の二項を加える。

ただし、この項における算定排出削減量及び削減義務量の算定において、法対象直接排出量は、加えないものとする。

第五条の二十五に次の二項を加える。

五 法対象年度直接排出量（一年度の法対象直接排出量をいう。以下この節において同じ。）

第五条の二十五の次に次の二項を加える。

（基準排出量等の訂正）

第五条の二十六 指定地球温暖化対策事業者は、第五条の十三第一項又は第二項の規定に基づき既に決定された基準排出量（第五条の十四第二項の規定に基づき基準排出量

が変更された場合にあつては、その変更後の量）に著しい誤りがあることが判明した場合には、規則で定めるところにより、速やかに訂正した基準排出量を記載した申請書を知事に提出し、基準排出量の訂正を申請しなければならない。

2 指定地球温暖化対策事業者は、前条で把握した特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量を記載

した申請書を知事に提出し、特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量の訂正を申請しなければならない。

3 知事は、前二項の申請を適切と認めたときは、当該申請に係る指定地球温暖化対策事業所の規則で定める期間の基準排出量、特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量を、当該申請の内容に応じた量に訂正するものとする。

4 知事は、前項の規定により基準排出量、特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量を訂正したときは、規則で定めるところにより、その旨を申請者に通知しなければならない。

第六条第六号中「前条第一号」を「第五条の二十五第一号」に改め、同条第七号中「前条第二号」を「第五条の二十五第二号」に改め、同条第八号中「前条第三号」を「第五条の二十五第三号」に改め、同条第九号中「前条第四号」を「第五条の二十五第四号」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に一号を加える。

十 第五条の二十五第五号の法対象年度直接排出量

第八条の四第一項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の二項を加える。

一 第五条の二十六第一項又は第二項の規定による申請をしなかつたとき。
第八条の四第二項中「前項第五号」を「前項第六号」に改める。

第八条の九第一項第五号ウ中「第二号から第四号まで」を「前三号」に改める。

第一百五十九条第一号の二中「又は」を「若しくは」に改め、「第六項」の下に「又は第五条の二十六第二項」を加え、同条第一号の三中「第十号」を「第十一号」に改める。第一百六十条に次の二項を加える。

三 第五条の二十六第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をした指定地球温暖化対策事業者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五条の七第十五号ただし書、第五条の十一、第五条の二十四、第五条の二十五及び第六条の規定は、算定の対象となる年度が令和八年度以後である削減義務量、算定排出削減量、削減目標、温室効果ガス及び地球温暖化対策計画書について適用し、算定の対象となる年度が令和七年度以前である削減義務量、算定排出削減量、削減目標、温室効果ガス及び地球温暖化対策計画書については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第五条の十第一項第三号括弧書の規定は、令和六年四月一日以後に当該規定に該当した指定地球温暖化対策事業所についても適用する。

4 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（令和五年東京都条例第八十六号）附則第三項の規定により削減義務率が減少した事業所にあっては、改正後の条例第五条の十五第六項中「第二項」とあるのは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（令和五年東京都条例第八十六号）附則第三項」と、「超過削減量の上限」とあるのは「削減義務率」と読み替えるものとする。

5 改正後の条例第五条の十五第四項、第六項及び第七項の規定は、この条例の施行後にした行為について適用し、この条例の施行前にした行為については、なお従前の例による。

発行 東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 ○三(五三三二)一一一(代)

郵便番号 163-8001
定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 ○三(三八一二)五一〇一(代)

郵便番号 113-0001

